

第111号議案

八王子市下水道事業の設置等に関する条例設定について

八王子市下水道事業の設置等に関する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年9月3日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 市の健全な発達、公衆衛生の向上及び生活環境の保全に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業のうち、公共下水道事業（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の整備、維持管理その他の業務をいう。）の区域及び計画人口は、同法第4条第1項の事業計画に定めるところによる。

3 下水道事業のうち、戸別浄化槽事業（八王子市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例（平成16年八王子市条例第17号）第2条第1項第1号に規定する戸別浄化槽の整備、維持管理その他の業務をいう。）の区域は、同条例第3条の規定により定める整備区域とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任を免除する場合は、議会の同意を得なければならない。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 負担付きの寄附又は贈与の受領
- (2) 市がその当事者である訴えの提起及び和解(その目的の価格が100万円以下のものを除く。)
- (3) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定でその額が100万円を超えるもの

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月1日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月1日までに作成しなければならない。

- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月1日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月1日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業

の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(八王子市特別会計設置条例の一部改正)

2 八王子市特別会計設置条例（昭和39年八王子市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、事業の円滑な運営と経理の適正を図るため、次のとおり特別会計を設置する。 <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略)	地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、事業の円滑な運営と経理の適正を図るため、次のとおり特別会計を設置する。 <u>(1) 下水道事業特別会計</u> <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略)

(八王子市下水道事業基金条例の一部改正)

3 八王子市下水道事業基金条例（平成31年八王子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(積立て) 第2条 基金として積み立てる金額は、 <u>下水道事業会計予算</u> で定める。 (運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>下水道事業会計予算</u> に計上して、基金に繰り入	(積立て) 第2条 基金として積み立てる金額は、 <u>下水道事業特別会計歳入歳出予算</u> で定める。 (運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>下水道事業特別会計歳入歳出予算</u> に計上して、

れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を下水道事業会計の現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 (略)

2 前項の規定によるもののほか、基金に属する現金を預金している金融機関が預金保険法(昭和46年法律第34号)第49条第2項に規定する保険事故により当該預金の払戻しができない場合において、当該預金に係る債権と当該金融機関から借り入れている企業債とを相殺するために企業債の繰上償還の財源に充てるときは、基金を処分することができる。

基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 (略)

2 前項の規定によるもののほか、基金に属する現金を預金している金融機関が預金保険法(昭和46年法律第34号)第49条第2項に規定する保険事故により当該預金に係る債権と当該金融機関から借り入れている市債とを相殺するために市債の繰上償還の財源に充てるときは、基金を処分することができる。